

4. 廃棄物・リサイクル、環境保全分野

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(1)</p>	<p>廃棄物処理法に係る許可の欠格要件の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>悪質な処理業者を排除する観点から、2003年12月施行の改正廃棄物処理法によって、廃棄物処理業ならびに処理施設の許可の取消要件が強化され、廃棄物処理法第7条第5項第4号又は第14条第5項第2号に規定する欠格事由に該当する時は、地方公共団体の長は、「許可を取り消さなければならない」(「義務的取消し」)ことになった。 その一つとして、事業者が、大気汚染防止法、騒音・振動規制法等の環境関連法令(※)違反で罰金刑を受けた場合、5年間にわたって「欠格要件」に該当することとなり、廃棄物処理業のみならず処理施設に係る許可も自動的に取消される。その場合、5年間、廃棄物処理法に係る許可を新規に取得することができない。 ※その他の環境関連法令 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁防止法、 悪臭防止法、特定有害廃棄物の輸出入等規制に関する法律、 ダイオキシン対策特別措置法、PCBの適正処理に関する特別措置法</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第15条の3第1項、第14条第5項第2号イ、第7条第5項4号ハ 同法施行令第4条の6</p>
<p>要望内容</p>	<p>悪質な廃棄物処理業者の排除を目的とした欠格要件が、廃棄物処理に係る構造改革を推進しつつ、循環型社会の構築に向けた動脈産業等の取組みを阻害しないよう、両者を両立しうる制度への改善をすべきである。 まずは、少なくとも、許可取消しの無限連鎖を一次連鎖で止めることを法律上明確にするとともに、一次連鎖の起こる場合についても、許可取消原因が「廃棄物処理法上の悪質性が重大な場合」に限定すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①2003年の廃棄物処理法改正の趣旨は、廃棄物処理業を営む悪質な業者に対して厳しく行政処分を課すことであった。 近年、製造事業者が、ゼロエミッションを目的に自ら廃棄物処理を行う場合や、生産プロセスを活用して廃棄物処理を行うために、廃棄物処理施設及び業の許可を取得しているケースが多い。このような場合に、施設許可が義務的に取り消されると、事業者は廃棄物の自己処理ができなくなったり、生産プロセスを活用した廃棄物処理が不可能となり、廃棄物の適正処理に支障をきたす。さらに全国に複数の事業所を有する製造事業者においては、一箇所の事業所における欠格要件が全事業所にまで適用され、影響が不必要に拡大してしまう。 ②生産設備においては環境法令違反を犯した場合、速やかに違反原因への対処や再発防止策を講じることにより、法令上も当該設備の再開が可能である。しかしながら廃棄物処理法の欠格要件の適用を受けて波及的に許可が取消された処理施設は、5年にわたって再稼働できない。 とりわけ、その他環境法令に直罰規定のある大気汚染防止法、水質汚濁防止法、海洋汚染防止法が含まれている。製造事業者にとって廃棄物処理法の許可と直接関係のない事業において、その他環境法令に過失や事故等で違反し、直罰規定が適用された場合等においても、廃棄物処理やリサイクル事業に影響が及ぶことになり、行き過ぎた規制といわざるを得ない。 現在、中央環境審議会において廃棄物処理法の見直しについて審議が行われているところであり、まずは、少なくとも上記の要望が着実かつ早期に措置されるようにすべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(2)</p>	<p>廃棄物処理法に係る許可手続の簡素化・電子化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事、政令で定める市の長の許可を個々に取得する必要がある。 また、許可申請・変更手続に際して、全役員に係る住民票や登記事項証明書等が求められるなど、膨大な事務処理が必要とされている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第14条第1項、第15条第1項</p>
<p>要望内容</p>	<p>①廃棄物処理施設ならびに収集運搬業の許可について、役員の変動に係る変更手続に要する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を削減する方向で見直すべきである。少なくとも、業を目的としない自社処理のための廃棄物処理施設について、添付書類を削減すべきである。 加えて、廃棄物処理施設について軽微な変更を行う場合の届け出に際し、すでに届け出ている役員に係る添付書類については削減すべきである。 ②廃棄物処理法上の行政手続について情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続を一括してインターネットで行えるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①大規模製造事業者等においては、役員は数十人にも及び、また、役員が外国に居住している場合もある。このような場合において、役員の変動がある度に、代表者や当該施設を所管している役員以外の役員についても、添付書類を求めるのは非常に事務負担が大きい。とりわけ廃棄物収集運搬業者は多くの地方公共団体の許可を有しており、その事務手続は膨大である。 役員の届出は悪質な業者の排除を目的としていることから、少なくとも、業を目的としない自社処理施設の場合には、添付書類を削減するなど、手続を簡素化すべきである。加えて、処理施設の軽微な変更の場合にも、添付書類の削減を検討すべきである。 ②規制改革推進3か年計画(2007年6月22日閣議決定)において、廃棄物処理法上の行政手続及び書類の電子化として、「複数の地方公共団体の許可を要する場合に申請手続を一括して行うことにより、事業者の行政手続が大幅に簡素化できることから、事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化に向けた取組みを開始する」と記載された。また、その後の検討も経て、規制改革推進3か年計画(再改定)(2009年3月31日閣議決定)において、「許可申請や許可情報の電子化、許可更新の効率化及び地方公共団体間におけるこれらの情報の共有化について、関係省庁と調整の上、事業者や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討を行う」(19年度検討・結果を得次第措置)とされている。これらの検討を急ぎ、将来的には、廃棄物処理法の許可手続に係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットの活用により、複数の地方公共団体に対して申請手続を一括して行うことができれば(ワンストップサービスの実現)、事務負担の大きな軽減につながる。行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府化の推進等の観点から、民間事業者にとっても使い勝手のよい廃棄物処理法に係る情報システムを構築すべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(3)</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業許可の広域化ならびに取扱いの徹底</p>
<p>規制の現状</p>	<p>①産業廃棄物収集運搬業は、許可権限単位ごと、かつ廃棄物の種類ごとに収集運搬業の許可を取得しなければならない。 ②産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続においては、取扱う廃棄物の種類等に変更がなければ、「事業計画の概要を記載した書類」の添付は不要とされている(廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項)。しかしながら、地方公共団体によっては、上記書類に、産業廃棄物の種類ごとの排出事業者に関する詳細な情報(所在地、名称、連絡先、排出場所の所在地、事業内容、産業廃棄物管理責任者の役職・氏名)を記載させるところがあり、そのような地方公共団体では、許可更新時に「事業計画の概要」の提出を求めている。さらに、排出事業者からの排出計画を提示できない場合に、その産業廃棄物の種類についての許可を取消す措置が取られることがある。 ③積替え・保管施設に関して、地方公共団体から、法律で規定されていない周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求められることがある。 2005年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知により、貨物駅又は港湾における積替え・保管の定義が明確化された。この扱いについては徐々に地方公共団体の扱いが統一されつつあるが、その他の場合の扱いについても見直すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法14条第1項 廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項 平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知</p>
<p>要望内容</p>	<p>①産業廃棄物収集運搬業に係る許可権限について、少なくとも都道府県単位、さらには地方ブロック単位に集約するなど、広域化すべきである。 ②産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続において、許可内容に変更のない場合に添付不要とされている「事業計画の概要を記載した書類」の提出を求めることのないよう、あらゆる機会を活用し、地方公共団体への指導を一層徹底すべきである。 ③積替え・保管施設の設置・変更にあたって、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求めないよう、あらゆる機会を活用し、地方公共団体への指導を一層徹底すべきである。また、貨物駅又は港湾における、積替え・保管の取扱いについて、2005年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知の運用を、地方公共団体に対して周知徹底すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①産業廃棄物収集運搬業者は、その業務の特性上、多くの地方公共団体と係わりがあるにもかかわらず、産業廃棄物の処分権限単位ごと(都道府県、政令指定都市等)、なおかつ廃棄物の種類ごとに許可を取得しなければならず、これらの行政手続きは膨大である。許可権限については、少なくとも都道府県単位、さらには地方ブロック単位に集約すべきである。 ②輸送業務は典型的な受注産業であり、いつどの顧客からどのような輸送方法の発注を受けるかをあらかじめ把握することは困難である一方、いつ発注があっても迅速に対応できるように準備しておくことが、適正かつ迅速に廃棄物を処理するために不可欠である。許可更新時に排出事業者からの排出計画に関する書類が添付できずに、当該種類の産業廃棄物の収集運搬許可を削除され、例えばその翌月に当該種類の運搬を受注しても、そこからまた2～3か月をかけて、許可変更の申請を行うようなことのないようにすべきである。 なお、地方公共団体の作成する申請者向け説明資料等にも、新規許可申請、更新許可申請の区別なく、上記書類の添付を要する旨が表記されているものがある。 ③積替え・保管施設を設置・変更する場合に、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を申請要件とする地方公共団体がある。動脈物流において輸送の効率化を図るためには、小口で集めた物をまとめて運ぶことが基本であり、このことは、動脈物流を通じて広く消費された後の物を集める静脈物流においても同じである。 住民の同意が取れない結果、積替え・保管場所を一定のエリア内に配置できず、トラック1台分に満たないような少量単位で排出されるもののリサイクルは進まない。 また、貨物駅又は港湾における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈について、地方公共団体に周知徹底されておらず、効率的な物流の妨げになっている。 上記②③への環境省の再回答では「今後とも地方自治体への周知徹底を適宜図ってまいりたい」とされている。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(4)</p>	<p>情報機器に係る広域認定制度における取扱いの見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>広域認定制度の対象となる廃棄物は、基本的に、認定された者が「製造加工又は販売を行った製品」に限定されている。</p> <p>ただし、情報処理機器及び通信機器の場合、同一性状の他社製品の回収依頼を受けることが多いことから、政省令改正の際に、実態を踏まえた運用を行うよう関係業界から要望したところ、2003年度のパブリックコメントに対する環境省の回答で、製造事業者等が同業種の他社製品の回収も可能との方針が示された。しかしながら、現行では、共同で広域認定を申請している他社製品の場合に限定され、全ての回収製品が共同申請していない他社製品の場合には、広域認定制度による回収が認められていない。</p> <p>※2003年度の要望を受けて政府より発出された他社製品に関する見解は以下のとおり。</p> <p>①パブリックコメント:「本制度においては、製造事業者等が同業種の他社製品が廃棄物となったものを含めて処理する行為も対象となる。」</p> <p>②広域認定制度申請の手引き(改訂版)(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部発行):「1.2.1 産業廃棄物【※自社製品と他社製品の区別】で、2における「製品」として、製造事業者等が自ら製造、加工又は販売を行った製品に加え、当該製品と一体的に販売される他社の製品や、当該廃棄物にやむを得ず混入してしまったものについても、当該認定に係る一連の処理行程において適性な処理が確実に実行される場合には、本制度の対象となります。」</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第15条の4の3第1項第2号 同法施行規則第12条の12の8</p>
<p>要望内容</p>	<p>広域認定制度において、対象産業廃棄物が「情報処理機器(及び通信機器)が産業廃棄物となったもの」の認定を受けている場合は、製品の販売に伴い発生する使用済み製品(新製品の導入に伴い撤去された機器等)の回収を適正かつ効率的に行うことが可能であることから、全ての回収製品が共同申請していない他社製品の場合においても、広域認定制度による回収を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>【現状】</p> <p>情報処理機器及び通信機器では、世界的に機器の標準化・規格化が進んでおり、ハードウェアの製造メーカーの格差はほとんど無い。このため以下のようなビジネスが展開されている。</p> <p>ア. 情報処理機器及び通信機器のシステムは、一般的に単一メーカーの製品で構成されるものではなく、複数メーカーの機器の組合わせで構成されている。</p> <p>イ. システムの受注は主たるメーカー1社となることが一般的であり、受注したメーカーが他メーカーの機器も含めて納入する。</p> <p>ウ. システムを受注したメーカーは、システムの納入に伴い、使用済み機器を一括して回収・廃棄処理するようユーザーから要求される。特に公共機関の入札においては、一般的に、使用済み機器を一括して廃棄処理することが前提条件として付与されている。</p> <p>エ. 回収・廃棄処理を依頼される使用済み機器の全てが、システムを受注したメーカー以外のメーカーの機器で構成されていることもまれではない。この場合、システムを受注したメーカー以外のメーカーが、機器の導入・撤去にはかかわらない場合がほとんどである。</p> <p>【他メーカーの機器の適正処理が担保できる理由】</p> <p>①広域認定制度において、対象産業廃棄物が「情報処理機器(及び通信機器)が産業廃棄物となったもの」の認定を受けているメーカー(以下「認定メーカー」)が扱う情報処理機器及び通信機器は、メーカーの違いによるハードウェアの特異性はきわめて少なく、標準化・規格化された製品である。</p> <p>ア. メーカー各社は、共通の再資源化事業者を利用している場合が多く、かつメーカー独自の処理方法を必要としない。このことは、家電リサイクルの4製品の再資源化事業者による処理方法に類似している。</p> <p>イ. 製品の部品の標準化・規格化が世界的規模で進んでおり、部品のサプライヤーも淘汰されている。各製造メーカーには、サプライヤーまたは部品自体が共通であったりする場合が一般的である。例えば、PCのCPUでは、2社の寡占状態であり、製品にこれらの企業の部品を使用すれば、おのずとハードウェアの規格が統一されて他の部品の共通化にも波及する。</p> <p>ウ. プラスチック材料のISO表示が定着しており、再資源化事業者が処理する場合にも分別が容易である等、適正処理と高い再資源化率を達成している。</p> <p>②認定メーカー各社は、本制度を利用して、以下の取組みを積極的に行うことにより、使用済み情報処理機器や通信機器の適正な再資源化処理を効率的に実現している。</p> <p>ア. 各メーカーは、自社のホームページ等で製品情報及び製品の環境情報を公開しており、メーカー間でこれらの情報を共有することで、他社製品の適正処理を可能にしている。</p> <p>イ. 各メーカーは、環境配慮設計を着実に実施してきており、解体容易性などで資源の分別を効率的に実現し、適正処理と3R推進の妨げとなる有害物質の使用を抑制している。</p> <p>ウ. パソコンの場合は、J-Moss制度により、各社製品とも有害物質使用の有無が明白であり、他メーカーの機器でも適正処理が可能である。</p> <p>エ. 業界内でメーカー間共通のリサイクル目標を設定し、各メーカーともその達成に向けて取り組んでいる。</p> <p>オ. 回収から処分までの管理システムを構築し、適正な回収・処分を実施している。</p> <p>カ. 一連の処理行程について定期的な監査を実施しており、適正処理を維持している。</p> <p>※全般に関する事例</p> <p>認定メーカーは、上記の取組みにより、「情報処理機器及び通信機器」の分野において、広域認定制度を通じて同一性状の他メーカーの機器を回収した場合であっても、拡大生産者責任の考え方に基づく目的である、製品廃棄物の適正処理、再資源化の促進を実現でき、不適正処理や不法投棄を防止することができる。</p> <p>したがって、認定メーカー等による効率の高い適正処理が確実な同一性状の製品については、自社機器と他社機器が混合した場合のみではなく、撤去対象が全て他社機器の場合であっても、広域認定制度を利用してメーカー等が処理を受託できるように、実情を踏まえた広域認定制度の運用のもとに、情報処理機器と通信機器の再資源化の促進を図るべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(5)</p>	<p>繊維製品に係る広域認定制度の適用範囲の拡大</p>
<p>規制の現状</p>	<p>広域認定制度は、拡大生産者責任にのっとり、製造事業者等自身が自社の製品の再生または処理の工程に関与することで、効率的な再生利用等の推進等を目的とした、廃棄物処理法上の特例制度である。 しかしながら、現行では、繊維製品に係る広域認定制度は、産業廃棄物である使用済みユニフォーム等しか認められておらず、一般廃棄物である繊維製品は認められていない。 また、現状、産業廃棄物であっても、繊維製品のサーマルリサイクルは広域認定制度として認められていない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第9条の9、第15条の4の3</p>
<p>要望内容</p>	<p>①繊維製品に係る広域認定制度について、一般廃棄物である「合織(ポリエステル、ナイロン6等)から作られた一般衣料」のケミカルリサイクルも認めるべきである。 ②少なくとも産業廃棄物である繊維製品について、サーマルリサイクルの広域認定制度を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①合織メーカーは、合織から作られた一般衣料についても、合織から作られたユニフォームと同様、経済的かつ二酸化炭素排出量の少ないケミカルリサイクルの技術ならびに設備を有している。 合織メーカーなどの製造・販売事業者が、合織から作られた一般衣料を回収・リサイクルするための法的枠組みが整備できれば、わが国における繊維製品のリサイクル率を向上させるための有効な手段となる。 ②加えて、繊維製品は多品種小ロット製品であることから、技術的にリサイクルが難しい。そこで、繊維製品に係るサーマルリサイクルの広域認定が認められれば、繊維製品のリサイクル率が格段に増加する。 ③「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(2009年3月31日閣議決定)において、「使用済衣料品・繊維等のリサイクルに係る店頭回収・運搬・処分について」ならびに「一般廃棄物品目指定の広域認定制度の活用」が盛り込まれたものの、上記経団連要望は実現できない。 加えて、上記3か年計画(再改定)の「一般廃棄物品目指定の広域認定制度の活用」において、「一般廃棄物の広域認定制度に係る品目指定については、事業者からの個別相談の内容や社会の要請等を踏まえながら検討し、その内容が広域認定制度の趣旨に沿うものであれば、品目の追加もなされるものであることを、手引きの改訂等により周知する」(平成20年度措置)とあるが、2009年4月段階で、少なくとも環境省ホームページにおいて、手引きの改訂等を確認できない。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課・廃棄物対策課</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(6)</p>	<p>廃棄物処理法等に係る事前協議制等の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等にあたって、地方公共団体との事前協議や周辺住民の同意が必要であるとの規定はない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許認可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議の実施、周辺住民説明会の開催、同意書の取得等が義務付けられている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方公共団体の指導要綱</p>
<p>要望内容</p>	<p>地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等、引続き指導していくべきである。 少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純焼却処理を行わずにリサイクル等の資源循環を行うときは、地方公共団体への届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直すよう、あらゆる機会を活用し地方公共団体に対する指導を一層徹底すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>事前協議が必要な場合は、許認可の取得までに非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、処理業者が、最終処分を行うかリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の行政指導を受けてしまう。 最近では、リサイクルの進展により、域外からのリサイクル処理案件が増加しているが、そうしたものについても一律に取扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。 こうしたことから、排出事業者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的にリサイクルせずに近隣の最終処分場で処分してしまうケースもあり、循環型社会の構築を阻害する原因となっている。 実際に、ある都道府県では、リサイクルを推進するため、一定の基準を満たすマテリアルリサイクル施設の設置については、住民同意を不要とする指導要綱の改正を行った。 規制改革推進3か年計画(2007年6月22日閣議決定)において「各地方公共団体の事前協議規制の運用改善を通じて、産業廃棄物の搬入・搬出がスムーズに行われるように、地方公共団体に対して、周知徹底を図る」とし、2007年度中の措置が明記されたことは高く評価できるが、まだ実態は変わっていない。また、昨年(2006年)の当会要望の環境省の再回答では、「今後とも周知徹底を図ってまいりたい」とされていることから、引き続き対応すべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 地方公共団体</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(7)</p>	<p>アジアの資源循環に資する 特定有害物質含有物の輸入手続の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>日本国内で製造された材料・部品が、海外企業に輸出・販売され、海外の工場生産活動等に使用された後に、使用済触媒やめっき液などが発生する。これら(※)は有価物を含んでおり、わが国の優れた技術でもってすれば、環境に負荷をかけずに有価物を取り出し、リサイクルすることができる。しかし、こうした有価物を含む特定有害物質含有物をリサイクル目的で日本に逆輸入しようとする、いわゆるバーゼル法の適用を受ける。これらの行政手続等に2、3か月以上かかる場合もあるなど、多大な時間を要している。</p> <p>2006年3月の「3Rイニシアティブ高級事務レベル会合」において、3R推進のポイントとして、「製造設計段階から廃棄物管理に至るまでの総合的アプローチ」等の取組みが挙げられたが、現状関係国間では実現されていない。</p> <p>※生産活動後に発生する有価物を含むものとして、例えば下記がある。 プロダクト・スクラップ、使用後のめっき材料等、製造工程での金属付着物、使用済触媒、めっき液等</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)</p>
<p>要望内容</p>	<p>わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国において再生利用可能な資源については、「製造から廃棄物管理に至るまでのアプローチ」のひとつとして、これを輸入する手続の緩和措置を講じるべきである。少なくとも国内においては、オンライン手続の導入も含めて行政手続の簡素化・迅速化を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>生産活動後に発生する有価物を含むもの(※)は、アジアの諸外国で処理をしようとする廃棄物となって環境汚染につながるケースがあるが、わが国の事業者は高いリサイクル技術を有していることから、わが国に逆輸入できれば、資源として有効に活用できる。しかし、希少貴金属等の有価物は市況の変動が激しいため、行政手続に多大な時間がかかると、ビジネスとして成り立たなくなり、資源の再利用ができない。</p> <p>EU圏では、特定有害物質を含有したものであっても、バーゼル条約よりOECD理事会決議が優先され、廃棄物の再資源化循環目的の輸出入が行われている。</p> <p>2007年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」には、「途上国では適正な処理が困難だが日本では可能である廃棄物等を、各国から日本がその対応能力の範囲内で受け入れ、高度な技術で金属を回収し、リサイクルする取組を進める」旨が明記された。また、2008年3月に閣議決定された「第2次循環型社会形成推進基本計画」では、「国際的な循環型社会の構築に向けた我が国の貢献」として、「東アジアにおける循環型社会形成の推進」「環境保全上望ましい形での国際移動の円滑化を図る」としている。わが国政府は3Rイニシアティブを推進している立場としてアジア圏における資源循環・再利用の促進と発展に大きく寄与すべく、できるかぎりの措置を講じるべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(8)</p>	<p>PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインにおける運搬容器規定の一部見直し 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>PCBを意図的に使用したトランス等のPCB廃棄物の収集・運搬にあたっては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(平成16年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部制定 平成18年3月改定)」に基づき、運搬することになっている。</p> <p>同ガイドラインでは、固体状のPCB廃棄物を運搬車を用いて運搬する場合に、国連勧告に基づく所要の検査に合格したものであることを示すUNマークが表示された小型容器(固体用)や中型容器(固体用)などに入れることとされている。</p> <p>本ガイドラインにより、消防法(危険物の規制に関する政省令)が規定する危険物に係る運搬容器で保管した場合でも、さらに、UNマークのある容器や金属トレイなどで運ばなければならない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン 第3章運搬容器 3.4運搬容器の選定表3.3(a) 運搬車を用いて運搬する場合に使用すべき運搬容器の種類</p>
<p>要望内容</p>	<p>固体状のPCB廃棄物を運搬車で運搬する場合、消防法で規定する危険物に関する運搬容器による運搬も可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>固体状のPCB廃棄物は、通常のドラム缶などの消防法適合品で保管している場合がある。これを運搬車で運搬する場合には、さらにUNマークのある容器や漏れ防止型の金属トレイによって運搬する必要がある。</p> <p>危険物の運搬に係る消防法適合品となっているドラム缶でも、腐食等による損傷がなければ、PCB廃棄物を運搬するに十分な機能を有していると考え。</p> <p>現在、液体のPCB廃棄物については、消防法適合品のドラム缶による運搬が認められているところであり、固体状のPCB廃棄物についても消防法適合品ドラム缶による運搬で問題はないと考える。</p> <p>加えて、そもそもUNマークは、海上の人命・船舶の安全を確保する点で定められた国連の規格であり、本来、陸上運搬向けの容器ではないことにも留意すべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課</p>